

令和2年11月6日

【照会先】

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課

課長補佐 竹内 大輔（内線 2779）

（電話代表）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2436

報道関係者 各位

指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

本日 11:00、福岡県より、別添のとおり記者発表を行った旨の連絡がありましたので、お知らせします。

発表日 令和2年11月6日

担当課：保健医療介護部薬務課
直 通：092-643-3287
内 線：3143
担 当：児玉、服部

指定薬物を含有する危険ドラッグの発見について

県では、危険ドラッグ（注1）による県民の健康被害を防止するため、買上調査を行っています。令和2年2月7日にインターネット販売業者から9品目を買上げ（うち3品目の無償提供品含む）、県保健環境研究所で検査を実施したところ、9品目全てから医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第2条第15項で規制されている指定薬物（注2）が計5物質検出（うち2物質は令和2年8月7日からは麻薬として規制強化）されたため、お知らせします。

なお、当該インターネット販売業者に対しては、同法違反被疑事件として警視庁による捜査が行われ、11月2日に被疑者が逮捕されました（11月5日警視庁発表）。このため、捜査への影響を考慮し、これまで非公表としていたものです。

<県民の皆様への注意喚起>

危険ドラッグにはどのような成分が含まれているのか不明であり、大変危険です。指定薬物等の規制薬物を含有しているか否かに関わらず、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を起こす場合があるため、決して使用しないでください。

指定薬物、麻薬は、製造、輸入、所持、使用等が禁止されています。

この製品を所有している方は、薬務課までご相談ください。

1 指定薬物が検出された製品の概要

No.	製品名	性状	検出化合物
1	ice cream	粉末	N-Ethylheptedrone bk-EBDB (Eutylone) 3,4-Methylenedioxy PV8
2	化学肥料「4Fb」250mg	粉末	4F-MDMB-BINACA
3	M増量！450mg	粉末	3,4-Methylenedioxy PV8
4	ケミカル（化学肥料）MOTH S 650mg	粉末	bk-EBDB (Eutylone)
5	ケミカル（化学肥料）「hayate」450mg	粉末	N-Ethylheptedrone bk-EBDB (Eutylone)
6	化学肥料「5F1」350mg	粉末	5F-MDMB-PICA
7	ケミカル（化学肥料）M増量版！450mg（※）	粉末	3,4-Methylenedioxy PV8
8	ケミカル（化学肥料）「3e」400mg（※）	粉末	bk-EBDB (Eutylone)
9	定番ケミカル（化学肥料）HOP 1000mg（※）	粉末	N-Ethylheptedrone

（※）無償提供品

分類	製品数	番号
買上以前から指定薬物として規制されていた物質を検出	7製品	No. 1, 3, 4, 5, 7, 8, 9
買上以前から指定薬物として規制されていた物質を検出 （さらに令和2年8月7日から麻薬として規制）	1製品	No. 6
買上以降に指定薬物として規制された物質を検出 （さらに令和2年8月7日から麻薬として規制）	1製品	No. 2

2 販売業者（インターネットサイトにおける特定商取引法上の表示）

RC-SHOP（埼玉県狭山市）

3 違反の事実及び適用条文

医薬品医療機器等法第2条第15項で定める指定薬物を含有する危険ドラッグを販売・授与したことは、同法第76条の4の規定に違反する。

<品目による詳細>

No.1及び3～6：指定薬物の販売違反となる。

No.7～9：無償提供されたもののため、指定薬物の授与違反となる。

No.2：購入時は指定薬物に指定されていなかったため、販売・授与違反には該当しない。

4 県の対応

- ・インターネット販売業者の発送元を所管する埼玉県に情報提供を行った。
- ・警察当局に買上調査に係る資料を提供し、捜査に協力した。

(注1) 危険ドラッグ

危険ドラッグとは、麻薬、覚醒剤等と類似の物質を含み、多幸感や快感等を高め、幻覚作用、催眠作用を得ることを目的として販売されている製品の総称。「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称され、販売されていることもある。強い急性の精神・身体毒性をもつ薬物が含まれていることもあり、使用した場合、含有成分による健康被害を生じるおそれがある。

(注2) 指定薬物

医薬品医療機器等法で、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として指定されている物質。製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受、使用が原則禁止される。現在、2,381物質が指定されている。

(参考) 検出化合物

通称	化学名	指定薬物として 規制が開始された日	麻薬として 規制が開始された日
bk-EBDB (Eutylone)	2-(エチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ブタン-1-オン	平成26年1月12日	
N-Ethylheptedrone	2-(エチルアミノ)-1-フェニルヘプタン-1-オン	平成27年5月11日	
3,4-Methylenedioxy-PV8	1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン	平成27年5月11日	
5F-MDMB-PICA	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート	平成30年9月1日	令和2年8月7日
4F-MDMB-BINACA	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート	令和2年3月9日	令和2年8月7日

別紙1：製品写真

別紙2：参考条文

違反品目の写真

① ice cream



② 化学肥料「4Fb」 250mg



③ M増量！ 450mg



④ ケミカル(化学肥料)MOTH S 650mg



⑤ ケミカル(化学肥料)「hayate」 450mg



⑥ 化学肥料「5F1」 350mg



⑦ ケミカル(化学肥料)M増量版！ 450mg



⑧ ケミカル(化学肥料)「3e」 400mg



⑨ 定番ケミカル(化学肥料)HOP 1000mg



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抄）

(定義)

第2条第15項 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

(製造等の禁止)

第76条の4 指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

(罰則)

第83条の9 第七十六条の四の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第84条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

26 第七十六条の四の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）